

# 農地法第3条の3第1項の規定による届出書

平成 年 月 日

富田林市農業委員会会長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

下記農地（採草放牧地）について、\_\_\_\_\_により\_\_\_\_\_を取得したので、農地法第3条の3第1項の規定により届け出ます。

## 記

### 1 権利を取得した者の氏名等

氏 名	住 所

### 2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	備考
	登記簿	現 況		

### 3 権利を取得した日

平成 年 月 日

### 4 権利を取得した事由

### 5 取得した権利の種類及び内容

### 6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無



(記載要領)

1. 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載して下さい。
2. 法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載して下さい。
3. 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載して下さい。
4. 記の4の「権利を取得した事由」には、相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載して下さい。
5. 記の5の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定（見込み）の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載して下さい。
6. 記の6の「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載して下さい。

(記載要領)

1. 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
2. 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのを「不受理通知書」とし、また、様式本文中「これを受理したので通知します。なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のために申し添えます。」とあるのを、「以下の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。
3. 農業委員会が届出を受理しない旨の通知する場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

〔教示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 の規定により、この処分があったことを知った日から 60 日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号））第 15 条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副 2 通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。
- 2 この処分の取り消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 54 条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から 6 か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

- ① 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」